

第一回参議院厚生委員会議録第三十一号

(六二)

付託事件

- 食肉統制價格撤廃に関する陳情（第二号）
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情（第七号）
- 都市官公廳職員の生活安定に関する陳情（第三十八号）
- 國民健康保険組合制度を改革することに関する陳情（第六十六号）
- 國民健康保険金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情（第九十八号）
- 青少年禁酒法案（小杉イ子君発議）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第五十八号）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第七十三号）
- 國民健康保険組合の振作促進に関する陳情（第一百五十五号）
- 最低生活の保証に関する請願（第二百一十八号）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第八十七号）
- 最低生活の保証に関する陳情（第二百四十六号）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第二百五十一号）
- 生活協同組合法制定反対に関する請願（第二百七十九号）
- 生活協同組合法制定反対に関する請願（第二百七十五号）
- 國立道傳学研究所設立に関する請願（第四百四十三号）
- 國立病院及が國立療養所改善に関する請願（第五百三十三号）
- 生活協同組合法案に関する陳情（第三百六十四号）
- 生活協同組合法案に関する陳情（三百八十三号）
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情（第三百九十四号）
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情（第三百九十五号）
- 優生保護法案（衆議院送付）
- 乳肉衛生行政を農林省に一元化することに関する請願（第二百九十九号）
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情（第六百七号）
- 遺族の待遇に関する請願（第六百七号）
- 生活協同組合法制定反対に関する請願（第六百十四号）
- 生活協同組合法制定反対に関する請願（第六百二十七号）
- 職業補導特別施設の整備強化に関する請願（第三百六十一号）
- 丸山トソンネル爆発による被災者救助に関する陳情（第四百四十三号）
- 鹿児島県に國立難病研究所を設置することに関する陳情（第四百二十二号）
- 國民健康保険組合制度を改革する」とに関する陳情（第四百四十六号）
- 國立療養所高山莊の完備並びに運営に関する陳情（第四百七十四号）
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情（第四百六十六号）
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情（第四百七十九号）
- 生活協同組合法制定反対に関する請願（第三百六十四号）
- 鹿児島縣に國立難病研究所を設置することに関する陳情（第五百二十二号）
- 星羅敬愛園入園患者生活擁護に関する陳情（第五百十八号）

先ず医療制度調査に関する小委員長の報告を求めます。

○鹿森謹治君

御報告申上げます。

國民の健康を増進確保することは我が國再建のために極めて重要な事項であつて、これがために民主的な日本に即應する医療制度を速かに確立しなければならないがこれが基本調査を行つたため

○教員勤務地手当増額等に関する陳情

（第三百六十四号）

○各小委員長報告

○あん摩、はり、きゅう、柔道整復等

營業法案

○理容師法案

○榮養士法案

○食品衛生法案

○委員長（塙本重蔵君）

只今より開会いたします。

○委員長（塙本重蔵君）

政府は当初七億七千七百万円を庶民住宅建築費用に割り当てていましたが、その後物價の高騰により不足となり、地方公共團体の起債によつて幾分でも緩和せんと努めているようでありますが、更に住宅を建てた後庶民の家賃をおりやかすような家賃になることを慮り相当に考慮せねばならないことを痛感されるのであります。

次に昨日日本委員会に付託されました理容師法案、栄養士法案について、政府より提案理由の説明を求めます。

あります。その内容の概要は、栄養士の免許に関する事項、栄養士の欠格條件に関する事項及び栄養士の試験に関する事項等であります。

何卒御審議の上、速かに可決せられることを希望いたす次第であります。

○委員長(森本實藏君) 只今より理容師法、栄養士法両法案に対する質疑を御願いいたします。遠説を止めて……。

午後三時零分速記中止

卷之三

午後三時二十三分速記開始

小林秀陽書

又化粧室を建てたにしても、衛生的見地からの考慮も充分拂わなければなりません。

(1) 住宅問題の解決に対して具体的の方針を樹てることは、今後更に調査検討を加えた上でなければなりません。今期において大体決つた方針としまして、個人資金で建てられる者に対しでは是非建てさせること

(2) 庶民住宅については、更に慎重調査した上具体策を樹立することこの二点について決定を行なつたので、更にこの線に沿つて次期國会において調査を進めることとし一應今会期中の調査を終えることとした次第であります。

○委員長(坂本重蔵君) 小委員長の報
告通り承認することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○政府委員(金光義君)　只今議題となりました理容師法案、栄養士法案について提案の理由を御説明申上げます。

從來理髪業及び美容業につきましては、各都道府縣令によつて規定されたのであります。これは、理容師の免許、理容所の開設その他の営業取締事項及び違反者に対する罰則等に関するもので、法律で規定すべき性質のものであります。従いまして、昭和二年法律第七十二号の規定により来年一月一日より失効いたしますことになりますので、この法律案を提案いたした次第であります。その内容は、(イ)理容師の免許に関する事項、(ロ)理容師及び理容所の開設者が講すべき衛生上の措置に関する事項等であります。

何卒御審議の上、速かに可決せられることを希望いたす次第であります。

次に栄養士法案につきまして提案の理由を御説明申上げます。

從來の栄養士に関する制度は、昭和二十年四月厚生省令第十四号を以て制定いたしました栄養士規則が根幹となつておりますが、この規則は、昭和十二年法律第七十二号(日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律)第一條の規定によりまして、本年十二月三十一日限りその効力を失うこととなつております。併しながら、栄養に関する知識及び技術を普及向上し以つて公衆衛生の向上及び増進を図るには、栄養士制度を引継ぎ存続し整備する必要がありますので、この法律案を提案した次第であります。

○政府委員(三木哲治君) 御意見の通りでござります。言い換えますと、今までの法律を施行いたしまして、直ちに実施いたしますことは、第一條の、從來は食品の種別によりまして、明治三十三年法律第十五号に基きまして、十三の省令が出ておりまするが、それによりまして、その重目につけての取締りでござります。

○政府委員(三木行治君) 取扱者に対する規定がないではないかという御質問でございますが、誠にその通りでございまして、この取扱者に対しましては、それらの予防法を適用いたしまして取締る。かような次第でござります。

充実したところの指導をなす意味にして、そ等五十人もなくともよかう。それから縣におきましても、三人は過ぎると思つております。それなされた理由をお伺いしたい。

その次に二十六條の第三に、食品主監理員を設置する費用は、國が二

りをやつておつたのであります。それが、この法律案によりまして、販賣の用に供するところのすべての食品及び添加物、器具、容器、包裝も一應取締ることに相成つたわけであります。それは実施いたさなければならんと思ひます。及び検査も、只今申上げました。これも実行上同様であります。それ以外におきましては、食品衛生委員会などいうものを新たに是非やることにして、最後の死体解剖という程度でございまして、その程度には実行いたしました。かように考えております。

尙第四條第二号の、有毒な又は有害な云々という規定がございますが、これは例えばメチール・アルコールは右醸造に当りましては、極く僅少な量のメチール・アルコールはどうしてもうくるというような場合がございまして、又焼製の場合におきましてもどうしても若干のホルマリンが微量程度検出できるわけであります。併しながらこれらはいずれも人の健康に害がないわけでは實際上困る、又公衆衛生上害もないなれば

の一を負担することになつておりますが、縣における食品衛生委員会の経費はここにどこにも書いてあります。が、食品衛生委員会は縣でもできる限ります。が、三十人になつておりますが、これに対しても少くとも相当費を見なければならんが、それに対する負担は縣が全部負担するのであります。が、國庫の二分の一のところに出ておりませんが、その点をお伺いしたい。その次に終いに取締規則が十あります。が、これは極めて細かい取締規則であります。が、これは極めて細かい取締規則であります。が、これは極めて細かい取締規則であります。

CHIROPRACTIC

卷之三

うに省令なり政令なりでお出しにならねば、とてもこの法案一つで以て、この牛乳業取締規則というような、実際にデリケートなもの、或いはその他一切相当細かに行かなければならんのではありますか、こういう規則がやはり政令でお出しになるお考か。これをただ廃止すると書いてありますが、これを全部廢止して、代るべき省令、政令はまだ出ていないのか、どうか。出ていない筈ですが、すぐにお出しにならなければならんかと思ひますが、この三つ御説明を願います。

○東葉鶴園君 厚生大臣が御出席になりましたので、ちょっとこの機会に伺つて置きたいと思います。十二月二日衆議院に御提案になりました昭和二年法律第七十二号、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律の中には、十二月三十一日に廃止になりますところの今提案になつております問題なり、或いは又あん摩、マッサージの問題なりを五月二日まで

に、取締規則がなくなるということになる。故にそういうような審議未了に終りそななもの、並びに政府が氣が附かずして、取締規則が自然になくなるというようなものの網をちゃんと張つてしまつて、そうして勿論それが政府の氣が附かんものであつても、五月何日まではその特例によつて効力を生ずると、こういうふうにすることが立案の建前上よからうといふことでしたのでありますし、本当は御審議を願うのが原則である。例外規定を設けたといふことに御了承を賜りたいのであります。

る質疑をこの程度で終ることにいたしましたが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(坂本重蔵君) 御異議ないと認めます。尙皆様にお傳えいたしますが、衆議院では両法案共通過いたしましたして、本院に正式に付託になつたそなりますから、御承知を願います。

次にあん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法案についての質疑を続行いたします。通告がありますので、小林委員

員
○小林勝馬君 尚様にお許しを得て置

うに省令なり政令なりでお出しになら

以て賄つて行くということに相成る次第であります。尙本法肆案を施行する

出して、十分準備を整えるつもりでござります。

に、取締規則がなくなるということになる。故にそういうような審議未了にな

る質疑をこの程度で終ることにいたしましたが、御異議ありませんか。

○政府委員(木村治君) 食品衛生委員会の中央五十人、地方三十人は多きに失するではないかといふ御意見でございますが、御存じのように食品の種類は非常に多岐に亘つておるのであります。まして、殊に衛生行政との関係等を考えて見ますと、なかへんデリケートのものもあり、その措置を誤らざることを期して行かなければならんと考えるのであります。業者及び学識経験のある者、關係官廳といふように考えて参りますと、五十名という者がどうしても当然必要な人員ということに相成るのであります。尙実施いたしました結果少くとも或いは臨時委員等の方法によりまして、これを補うような経験を得まするならば、これを直して行きたい。かように考えるのであります。

○政府委員(三木行治君) 差当りましては、只今申上げました」とくにこの項の標準で、規格、基準、標示等の規定があるのでござります。それらの範囲内におきまして実施いたしますので、省令はそういう立場で準備をなしておる次第でござります。

○中平常太郎君 それでこれを廢止したら、もうこの省令は使えますまい。

○政府委員(三木行治君) さようでございます。

○中平常太郎君 十個の省令と規則は使えないでしよう。使えなかつたら、その代りが要るでしよう。

○政府委員(三木行治君) 一月一日から施行いたしますから、それから後に……。

○中平常太郎君 それまでにです。施

延期をするという提案をしておいでにならぬ。一方におきましては、又これから実施するという、この両方の法案が現在衆議院に提案され、且つ参議院において予備審査をいたしておりますが、これは会期が短くなつたから、或いは施行が困難であるかも知れないのです。慎重にせよといふ意味で、この法律第七十二号を延期するという御意思でお出しになつておりますか、この点を伺いたい。

○國務大臣(一松定吉君) 今あなたの御話になつたような、五月までに効力を継続するというよろんな法案を出さなければならぬ意味は、でき得へんば、そういう法を出したくない。全部纏めてこの議会中に御審議を願つて、そうしてそれが悉く法律として実施せ

○西井伊介君 第十九條第三項に、「職務上知り得た祕密」とあります。この祕密というのは、例えばどういうものでありますか。お尋ねいたします。

○政府委員(三木行治君) 食品の製法の祕訣というが如きものであります。

○井上なつゑ君 今の、同じく第十九條の一番お長いの最後の項でございますが、これはいづれ省令でお出しになることと思ひますけれども、食品衛生監視員の定員でござります。若しお分りになつておつたら、お漏し願いたいと思います。実は先日或縣に参りましたら、今度こういうものができたら、試験を受けるのだという人に出会つたのでございますが、是非恐れ入りますが、お詫頂きとうございます。

きたいと思ひますが、これは私にとりましては、一番重要な法案でございますから、一つ多少御無理を申上げるかも知りませんが、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思います。先ず第一点にお伺ひいたしたいことは、第三條の学校又は養成施設を終えなければ試験を受けられないとした理由について、政府當局の御回答を願いたいと思います。尙理容師法案の中には、次の試験は毎年何回行うといふうに語つてございますが、この点を本法案には何ら明示してありません。その点もお伺いいたしたいと思います。第二点といたしまして、育学校及び認可指定される鍼灸学校その他の類似する学校に対して、政府はその施設を改善せしめて、公けに認定する御意思があるや否や。第三点といたしまして、あん

第二のお尋の地方における販售衛生委員会の費用はどうするかといふお尋ねでございますが、これは私共いろいろと財政当局と折衝いたのであります。が、幾念ながら今日の國家財政の都合で、どうしても財源がないということに相成りましたので、府県費を

行規則はどこにあるのですか。それから後に法案を施行する上においての細則……これは法律だから、法案の下にある政令、省令がないと、細かい取締はできませんま。

○政府委員(三木行治君) 一月一日以降におきましては、それまでに省令を

らわれることによって、本当に目的を達するのであります。併しながら会期も余程切迫して、余日がなくなりましたので、そういうようなものを全部出しても、会期が短かいがために、審議未了に終るということになりますと、直ちに十二月末日を経過すると同時に

○委員長(坂本重蔵君) 外に御質疑はありませんですか。外に御質疑がありませんでしたら、食品衛生法案に対するお尋ねですが、概算いたしまして、現在活動中の者が千六百名でございます。

廢とマツサージに対する区別の点にて、政府の御見解をお伺いいたしました。それから第四点といたしまして、第四條の「外科手術を行い、又は薬品を投與し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない」と、こういう條項がございますが、鎗弾薬その他

の使用の限度をお伺いいたしたい。例えば灸の化膿した場合などに手当するものも、マッサージを行う場合に、潔性には、ワセリン、グリセリン、乾性にはアシド、滑石末等を使用するのでございますが、こうものの使用制限をお伺いいたしたい。

その次にお伺いいたしたいのは、第十一條施術所の規格等を省令で定めあります。この概略を承りたいと存じます。先ずそれだけ先に承りたいと思います。

○政府委員(東龍太郎君) 第一の御質問、何故に学校教育を必須の條件としたかという点であります。今回の法規につきましては、既に御説明いたしたことと存じますが、その結論いたしまして、あん

摩、はり、きゅう等の医療助術としての程度を、そして従つて又それを施す人の教育の程度を高めるということが、これが法案として提案しますこととの、絶対必要條件の一つでござります。従つて成る程、これらの手技手法は、敢て学校教育がなくとも、修練によつて上達し得るということが過去の事実でありますし、只今もさような認識もありうるとして存じますが、併しながら

第三問は、御質問の趣意が実はよく脊み込んでおりませんので、若しお答えが或いは齟齬するかも知れませんが、それは現在ある施設を整備することによって認定するつもりかということではございますが、勿論一定の規格と申しますか、必要な最小限度の要件を充たす條件が整備された點におきましては、現在しておられますものも認定を受けるわけでござります。

第四は、あん摩とマッサージとの区別はどうか、これはとり分けた理由はどうかというお問い合わせですが、これはあん摩術がいかなるものであるか、マッサージ術がいかなるものであるかということは、私が申上げるまで

大に御質問は、薬品の使用或いは又、殊に塗布薬等の使用の問題であります。勿論ここに書いてありますのは、すべての薬品の使用を禁するという意味ではないのであります。要は医師が、或いは医師のみが当然行うべきよう指示というふうなことをやつてはからないでのある。併しながらそれらの次の第三の、あん摩と、マッサージに対する区別は、只今お聞きしますと、別段名称だけの話でないといふようにございましたが、一定の整備をして、規格に合えばよろしいといふように私は拜承いたしました。それからそ

の後の第三の、あん摩と、マッサージ云々いうふうになつておるようになります。それから第一の、程度を高めます。それから第二の、修業年限をやつておきまして、受験の資格としておる。絶対必要條件でこの学校の卒業云々いうお話をございましたが、從來マッサージは四ヶ年の修業年限をやつておきました。それから二ヶ年ととなりまして、その資格の向上を図ること仰しやる政府の目的とちよつと違反しないかと思うのでございますが、こ

の点を承りたいと思います。元來あん摩といふと、一般になんとなしに善別的見られておるような現状でござりますが、これはあん摩術そのものが立派な療術だと思つてございますからして、施術所の構造、設備

洋の医学の発達と共に、その原理によりますから、マッサージといふ言葉は社会的にもなんら卑下していない。いわゆる治療的というふうな態度を示しておるのをござります。かかるが故に、この際政府においては、内面的にも外面的にもマッサージという字句を用いて、あん摩の名称を出さずにやる方

が、先程から仰しやる政府の御趣旨にございましたが、一定の整備をして、規格に合えばよろしいといふように私は拜承いたしました。それからそ

の次の第三の、あん摩と、マッサージに対する区別は、只今お聞きしますと、別段名称だけの話でないといふようにございましたが、一定の整備をして、規格に合えばよろしいといふように私は拜承いたしました。それからそ

の次の第三の、あん摩と、マッサージに対する区別は、只今お聞きしますと、別段名称だけの話でないといふようにございましたが、一定の整備をして、規格に合えばよろしいといふように私は拜承いたしました。それからそ

の次の第三の、あん摩と、マッサージに対する区別は、只今お聞きしますと、別段名称だけの話でないといふようにございましたが、一定の整備をして、規格に合えばよろしいといふように私は拜承いたしました。それからそ

の次の第三の、あん摩と、マッサージに対する区別は、只今お聞きしますと、別段名称だけの話でないといふようにございましたが、一定の整備をして、規格に合えばよろしいといふように私は拜承いたしました。それからそ

の次の第三の、あん摩と、マッサージに対する区別は、只今お聞きしますと、別段名称だけの話でないといふようにございましたが、一定の整備をして、規格に合えばよろしいといふように私は拜承いたしました。それからそ

と、かようにすることによって、この修学の能力のない盲人が、單なる技術の習得のみによつて救われ、從來の盲人救済の趣旨にも副うものと思われるが、この点政府の御所見を承りたいと思います。

○政府委員(東龍太郎君) 教育の程度を高めることが必要條件であるのに、

在来四ヶ年であつたものを、二ヶ年にしたのは矛盾ではないかというお話でありますが、成る程年限から申しますと、いうと矛盾のようあります。併しながら又そのあん摩、マッサージ等の技術をやりますのに、その以前における基礎訓練と申しますか、基礎教育と申しますか、すでに基礎が以前よりは遙かに高くなつておりますので、比較的短い時間においても習得し得る筈である。事実においてはそのため内容を低下する結果には至らない予想、そういう考の下に二年といたしたのでござります。それからあん摩とマッサージと、いわゆる慰安と治療といふうな見方で、これを二分する意思はないが、いうお尋ねでございますが、只今までのところ、私共はさようなことを考えては参つておりません。と申しますのは、あん摩の術の実体におきまして、それが慰安であり、或いは又治療であるということを明確に間違なく区別するということは、これは至難の業である。私共といしましてはやはりこの全部をあん摩、而もそれは見方といいたしましては、医療に対する補助の技術であるという観点から、あん摩、マッサージを一貫して一つに考えて参つたのであります。

○小林勝馬君 只今御説明によりますと、あん摩もマッサージと同等に考え

ておるというお話をございますが、私のお聴きしておるのは、この際これを只今御説明申上げた通りに、兩様に分けることが至当じやないか、その点をお伺いしておるのでございまして、その点の御回答をお願いしたいと思います。

○國務大臣(一松定吉君) 私は素人で

すから、あん摩とマッサージが何處が違うかということを科学的に区別することはできませんが、これは結局常識を以て判断して貰うということの建前から、あん摩の中にマッサージを含むと書いてあるのはその意味でありますから、実は來たのであります。それをりまして、あん摩とマッサージを正確に区分する一線を劃するというようなことはなか／＼むずかしい。あん摩の施術の中にマッサージの施術のあることともあります。マッサージの中にあん摩をやつておることもありまします。これだけはマッサージでやうから、これだけはマッサージでやる。混同しておるところもありますしよろ。この線以上に逸脱すればマッサージになる。この線を逸脱すればあん摩になるということではなくして、あん摩とマッサージと殆ど同じような類似の施術であるという建前から、一括してあん摩として、その中にマッサージを含む。こういうことに規定した方がいいということで、こういうことに書いたのであります。ただ修業年限の点であります。これが今東政府委員から御説明申上げましたように、少くとも中等学校以上を卒業した者でなければ、公に認定された学校又は養成施設に入ることが可能になります。それでございまして、そういうふうにあん摩を助けるという御意見ならば、先程私の申上げておるように、慰安的であ

るいうところを卒業した者であつて、それで第二條の認定された学校又は養成施設の場所に入るということです。余程教育の程度が今までより高い。たゞ小学校を出て、あん摩の先生のことにおつてやつておりさえすれば、そ

い程度のあん摩といふものを別にお伺いしておるのでございまして、その点の御回答をお願いしたいと思います。○國務大臣(一松定吉君) それは今現

在やつておる人の既得権を認めるということを先ず頭に入れて置かなければならぬことであります。今やつておる人は既得権を認めておる。但し、今後新たにやるについては、こういうふうに地位を向上して、世人の信頼を高め、その本人の地位を高め世人から、実は來たのであります。それを

ならないことであります。今やつておる者は既得権を認めておる。但し、今後新たにやるについては、こういうふうに地位を向上して、世人の信頼を高め、その本人の地位を高め世人から、実は來たのであります。それを作りになる御意思はないかということを聽いておるのであります。

○國務大臣(東龍太郎君) 委員会の構成並びに任期等についてのお尋に對しては、任期は政令で定めることに相成りますが、大体二年くらいを考えます。その専門の業界の方々、それから医師の方々、それからいわゆる学識経験者という中で、都道府県の當局の方等も交えまして、大体三つの……。

○小林勝馬君 それは條文に載つてお

りますから分つておりますけれども、選定の方法です。○政府委員(東龍太郎君) この選定の方法につきましては、まだ具体的的方法につきましては、まだ具体的の方法でありますから、あなたのいうような委員会が中学校を卒業した者よりも低かつた。そういうところを実は勘案したのであります。その点を一つ御了承願いたいと思いま

す。○小林勝馬君 大臣のお言葉はよく分りますが、私の申上げるところは、マッサージと鍼灸は今まで四年で、その一步上にあつたような状態なのでござります。それであん摩は二年で下にあります。そのための選定につきましては、中央の委員会において十分討議いたす

りますから分つておりますけれども、選定の方法です。○政府委員(東龍太郎君) この選定の方法につきましては、まだ具体的の方法でありますから、あなたのいうような委員会が中学校を卒業した者よりも低かつた。そういうところを実は勘案したのであります。その点を一つ御了承願いたいと思いま

す。○小林勝馬君 大体私、申上げるのは、分りましたが、次に第十三條でござりますが、請問委員会の構成については、重大なる関心を持つ者でござりますが、特に委員の選任の方法とか、任期等について、何ら詫つてないようですが、政府の御所信を承りたいと思いますが、政府の御所信を承りたい

と、あん摩をして別段それに教育の必要はない。いわゆる技能だけでもよろしいとお伺いしておるのでございまして、その点の御回答をお願いしたいと思います。○國務大臣(一松定吉君) 委員会の構成並びに任期等についてのお尋に對しては、任期は政令で定めることに相成りますが、大体二年くらいを考えます。その専門の業界の方々、それから医師の方々、それからいわゆる学識経験者という中で、都道府県の當局の方等も交えまして、大体三つの……。

○小林勝馬君 それは條文に載つてお

りますから分つておりますけれども、選定の方法です。○政府委員(東龍太郎君) この選定の方法につきましては、まだ具体的の方法でありますから、あなたのいうような委員会が中学校を卒業した者よりも低かつた。そういうところを実は勘案したのであります。その点を一つ御了承願いたいと思いま

す。○小林勝馬君 大体私、申上げるのは、分りましたが、次に第十三條でござりますが、請問委員会の構成については、重大なる関心を持つ者でござりますが、特に委員の選任の方法とか、任期等について、何ら詫つてないようですが、政府の御所信を承りたい

と、あん摩をして別段それに教育の必要はない。いわゆる技能だけでもよろしいとお伺いしておるのでございまして、その点の御回答をお願いしたいと思いま

す。○國務大臣(東龍太郎君) 委員会の構成並びに任期等についてのお尋に對しては、任期は政令で定めることに相成りますが、大体二年くらいを考えます。その専門の業界の方々、それから医師の方々、それからいわゆる学識経験者という中で、都道府県の當局の方等も交えまして、大体三つの……。

○小林勝馬君 それは條文に載つてお

そういうふうに変えると、世人は変えた
ということは分るが、あん摩、マッサージ
を按摩師と言うことになると非常
にまあ分らんようになる。ですからあ
ん摩といふ下に先生の師を付けてあん
摩師、或いははり師、きゅう師、柔道
整復師といふように取扱えずしておな
のであります。

柔道整復師のことは、衆議院でも、接骨師といふように何故しないかと、う御意見があつて、私も、議会がさうに修正すれば反対はせん、といふことを言つたのであります。こういうふうに名称等が、今あなたの仰しやるようへから離脱されるような言葉を使いたくないということを、厚生大臣もあなたと同じように考えました。何分御審議の余裕がないものでありますから、次の國会でもいい名称をお出し頂ければ、決してこの名前を固執するのではないとい

○政府委員(東龍太郎君) 法案の名前
が師が附いたもので營業法規となつておることは御質疑の通りであります
が、これにつきましては全体のこれまでのものが、いずれも營業取締規則の力の失効いたしますのを一應法律にして補うというところにスタートがりますので、今までありました通りの表題を使つておるものと御了承を願いたいのであります。それ以外に、別に何も深い含みがあるわけではございません。

○小林勝馬君 大体よく分りましたが、十三條の点につきましては、再教育、講習その他の規格の選定などに重大な問題がございますので、早急に決定

れるようにお願いしたいと思います。
そうして専業の方もお取入れになる
という話でござりますが、業者の御
意見も取入れるようにお願いいたしま
す。

第十一條の施術所の問題につきまし
ては、職災地とか、現在の資材難その
他の関係もござりますから、この点を
是非とも御考慮に入れて頂きたいと、
かように存じます。

それから今の名称の問題につきまし
ては、只今上げるるにいろいろござ
いまして、尙更の余地がなかつた
という御意見でございますが、鍼灸のた
はり、きゅうは四ヶ年の修業に対しま
して、あん摩は二ヶ年の修業にしてい
て、程度の低い者が一番先に詰われ
て、程度の高い者があとになつておる
ということに、なんだか変だと私共相
対に感ずるのであります。今一般的に
言われておるのは、はり、きゅう、あ
ん摩ならまだ通るのでございますが、
あん摩、はり、きゅうといふのは一概
に通つております。この点も御考慮
にあずかりたいと思います。

○政府委員(東龍太郎君) 今最後の、
順序の問題であります。これも他意
があるわけじやございませんので、法
令の番号の順序に並べたわけでありま
して、終りの方が真打ちと申しますか
ら、あとの方が多いのかも知れませ
が、決してそういう特別の意味があ
わけじやございません。

○安達貢助君 第五條に關しまして
言質問いたします。このあん摩、そ
から柔道整復師は、医師の同意を得
施術をしてはならんということにな
ておりますが、但書において、應急

手当をする場合はこの限りでないといふことは、これは事実問題といたしまして、脱臼、骨折、或いは捻挫の場合におきましては、一般人はすぐさま骨接ぎ、通称骨接ぎといいます。が、その方面に駆けつけ、或いは医師の一部の方も、さように指導をしておる今日におきまして、なぜここに但書き附けて、いうことと、それから整復師が手当をすること、それからこれらの脱臼、骨折に対する施術をするということは、大体においてその内容が同様であるが故に、非常にここに矛盾をきたす虞れがあるのじやないかということを考える点がありますので、この二点につきましてお伺いしたいと存します。尙又医師の同意がなければ、その施術をしてはいかんということになつておるが、そのことについて医師にかかる場合、整復師に若し医師の同意を得ないで行なつた場合に、どういうふうな処置を執るかということについてもお伺いしたいと存じます。

きんということになつたら、放つたらかしてしまう。ということになると、折角應急の手当をすることによって危害を逃れるとか、或いは回復ができるとかいうのに、できないことになるのでありますから、但書を設けて、應急の手当をするというような場合には、医師の同意を得なくてはよろしいと、こうして例外を設けておる。これが一つ。それから医師の同意を得なければ脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならんということは原則なんです。なぜかといふに、柔道整復師といふものは、医師の施術に対して補助的の施術である。だからして医師の同意を得ずに勝手にこれをやるということは認められないということになりますので、医師の同意がなければやれんのだと制限をした。然らば医師の同意を得ればできるかと、できる。そうすると医療をすることになるのじやないかといふ、そういう場合があるのでござります。或田舎の医者の所に行つたところが、それは眼科医である。或いは産科医である。その近所十里四方に医者がない、というような所に行つた。ところが医者は、どうも私はできんが、あなたの方で取敢えずこれだけのことをやつて下さい。やることが患者のためにいいのだということで、医師が同意を與えるというようなときができます。要はこの五條を設けたというのは、應急処置のできるよう、医者がむしろ自分がやるより柔道整復師をしてやらした方がこの患者のためには幸福であり、目的達成することがよろしいのだということを医師自身が認定したときには、これをやら

〇草薙謹園君 この法案はいろいろな意味からいわゆる大衆保健とか、或いは関係して直接当つておる業者が、大衆的立場の方々が又多數ある関係から、いろいろ社会的に一つの大きな注目を惹いておる問題だと存じます。併し幸いに厚生当局の大変熱心な御努力によりまして、誠に相当立派なものができる次第でありまするが、提案理由の御説なり、又條文等をよく熟読いたしましたと、相當疑問の点がありまするから、この機会に御質問申上げて置きました。名称の点につきましては、だん／＼とお話をありましたが、私はむしろ小林委員とは違った意味において、マッサージは從来は四年であり、あん摩は二年であるという法的の違いがあつたところに、マッサージとあん摩との違いがあつたと認められますが、今回は学校教育法の四十七條による入学資格を限定せられました。意味においても、マッサージが二年になつても実力は養えない。むしろあん摩といふものが向上したと存じますから、従つてあん摩とマッサージとを同等に取扱われましたので、從來のあん摩といふ名前をマッサージという名前に変える方が妥当ではないか。「マッサージを含む」というのを、逆にマッサージとして、「あん摩を含む」と明かになつたのだということを御了承を願いたいのです。

卷之三

卷之三

いう取扱いの方の方が妥当ではないか。むしろあん摩という方が古い文学的な存在の氣がいたしますのでありますから、その点についての御所見を伺いたいと存ずるのであります。もう一つ質い意味からいへる／＼そういう意味も加わつて、このあん摩というものは從来から、恐らく日本にありました社会政策の、古い時代からの、旧幕時代からの唯一つの社会立法的な取扱い方、考え方を持たれてあん摩に対する取締りといふものは行われておつたと思う。恐らく世界各國の中において社会立法的なものがあるという点におきましては、あん摩に対する或いは旧幕、或いは從來の取扱い方が最も社会政策的な立場を持つた立法として、我々は跨り得ておつたかも知れないのです。で今度のこの法案は、そういう意味において相当社会政策的な意味も強く織り込んで然るべきものではないかと思いまするが、むしろ純理的な立場を多くとられて、社会政策的な立場が法案の内容は割に少いのではないか、これはむしろ現在の内閣の性格から言つても、もつと社会政策的な内容を法案 자체が持つような行き方をとるべきではないか。こういう考であります。その点についての御所見を伺いたいと存じます。それからもう一つは、今日は文部省からの御出席を求めておりました
が、今局長が見えておつたそうでありますけれども、何かの都合で間違つてお帰りになつたそうですから、幸い関係の方がお見えになつてゐるそ�でござりますので……それでは若しや御答弁が差支ありましたら、次の機会に御答弁を願いたいと思います。

える点は御咎弁をお願い申上げたいと存じますのは、この法案によりますと、第二條によつて、從來の公に認定された学校といふものが、相当内容を規制されて来る。特に從來の盲学校、或いは府縣立の盲学校等におきましては、その殆ど大部分が盲人の、あん摩、はり、きゅうと、いうものを取扱つてゐる。今度公に認定された学校といふ意味においては、從來のこれらの盲学校等をどういうふうに改組して、そうしてこの法案に即應するような一種の養成施設としての役割をなさしめるかといふことが一つ、それからもう一つは、本年度の卒業生に対しても、とういう取扱いをされるかといふことが一つと、それからもう一つは、現在、在学しております学生生徒といふものが、或いは、ここに言つておりますこの法案のそれ／＼の学年に當つて極まるような考え方でお取扱い願えるかどうかといふのが一つ、この点を伺いたいのであります。それからこれも先にちよつと他の委員から御質問がありましたが、一般の養成施設を卒業した者、一般的養成施設といふものは、從來から考えますると、相當いろいろな意味において、或いは十分でないものもありはないか。ただ籍だけを置いて、といふような場合もあるうと存じまするから、先程大体の養成施設といふものについての一應の御見解はありましたが、その点について、もう少し具体的に、これ／＼の程度のものは養成施設として認めるというようなことがありましたら、その点を伺いたいと存じております。もう一つは、時間がありませんので、一遍に固めて御質問申上げ

これは條文としてはこの通りであります。それから第八條の、医師の團体がこれ／＼の指示に関する見を述べる。都道府縣知事が衛生上問題である處があると思つた時は、これに対して委員会の意見をとり、又それに対し一方は医師会が指示を出す。そうすると委員会と医師の團体との意見或いは指示といふものは、実際具体的な問題になるというと、どういう形になつて現われて来るか。ここで医師の團体が、前項の指示をすることの意味の点を伺いたのであります。

それからこの全体の條文を見ておきますると、十二條にありますように、医業類似行爲はこれを認めないと、医業としてはを知らない。これでもはつきりいたしているわけであります。はつきりいたしておられますが、従つてこの法案は「等」という字は要らんのじやないか。恐らく「等」というのは類似行爲を指したのじやないか。この十二條の医業類似行爲は業としてはならぬ。原則的にはつきりしておりますから、「等」という字は要らないと同時に、附則の中において、第十九條に引き続き三箇月以上、現在医業類似行爲を業としている者で、そして施行日から、假にこれが二月一日としますと、三箇月以内にそれ／＼の手続をした者は、届け出をした者は、昭和三十年の十二月一日までは医業類似行爲はできる。三箇月以上、第一條に掲げるものを除外外、医業類似行爲を業としているということは誰が認定するか。本人の届け出だけで認定を認める

の届け出だけであるとかがわしいと
仮に考えられるものが、この機会に連
続届け出していいじゃないか。私はそ
れおりましたということが言えるので
あります。そうすると何によつて認定
し、何によつて証明すべきであるかと
いう問題、これを三箇月以内に届け出
したらしい。而もそらしたものは昭和三
十年の十二月一日まででありますから、
相当期間が長いのであります。八
年間という長さがありますが、昭和三
十年までという意味はどういう点に根
據があるだらうかと、ということをお伺い
いたしたいのです。

もう一つは、これは一番最初の第一
條でございますが、業とする者はこの
取締を受ける。業とする者といふ意味
は、いわゆる一戸を構えてそれなく
てゐる者も、そこに一緒に雇われなが
ら働いている者も、そこで手傳をしな
がら学校等に通つて一方助手をしてい
る者も、そういうものを含む意味か、
この点をお伺いいたします。

○國務大臣(一松定吉君) 私の答える
ところだけ私が答えまして、他は政府
委員からお答えさせます。第一にこの
法案は社会政策的な事項の規定が少
い。こういう御批評でありますが、私
はこれほど社会政策的な法案はないと
考へております。この点につきまして
は、こういうような非科学的なことは
やめさせちやえといふような考え方持
つている者もないとも限りません。併
しながら我が國におけるあん摩とか、
はりとか、きゅうとか、柔道整復といふ
ものは、多年の間民間にそれらのこと
が行われておつて、これによつて生活
を営んでいる方が全國に数万人の人が

う理論だけで廢めるのはどうであつても、かように私共は考えましたので、実はこれらの点について業界の方に告げて頂いて、それらの人の御意見を聞いて成るほど尤もだと、既得権はやはり尊重しなければならんなどといふ意味で、関係方面的御了解を得て出したので、そういうことになつたから出たので、そういう建前から見ますれば、これほど社会政策的に、これらの人々の失業者を生ぜんようにして、既得権を認めた。これはど社会政策的の立法はないと思つておる。但しこの中ににおいて、今少しそういうような意味で加味するがいいではないかという御意見ならば、自然同意であります。但し会期切迫のときに、こういうもののを申しましたがために、今御指摘のように見なれば、余然同意であります。これがゆる／＼次の國会で御訂正を賜ひたいのであります。それからマッサージを中心としてあん摩を次にしたらしいじやないかといふ、これも一つの考え方から、そういうふうに言い得ましようが、政府の考えましたあん摩は、全國的に用いらなくて、そういう言葉を使つたのであって、マッサージというと山間僻地に行きますと、食べものか（笑声）飲むものか、体をさするものか分らない。併しん摩といふとよく分つておる。それで世間一般用いることを先にして、文明的のマッサージはあん摩のうちに含むことにした方が、常識的にした方がいいぢやないかといふ、そういう点で御了承をお願いいたしたい。

「雙復等」という「等」という字は、書かんでもいいじやないかというお話をあります。これは書かんでもいいのではありませんが、併しながら日本語としてはこういうふうにくつら重ねたときには、一つの書き方として「等」を入れることは、日本の文法によくあることあります。併しても法律的の権利に関するものでないから、その点を御了承賜りたいのであります。

それから獎權ということは、それを継返して行うて生活の糧を得る。この繰返して行なうことが業である。唯一遍やつたことが業でない、という法律解釈でそくなつておりますから、御了承を賜りたい。併しながら先生の下において夜は学校へ行くが、晝は先生と一緒にやる。それはやはり業である。生活の資を得るからである。唯独立しておるとか、別箇であるとか、又は寄寓であるとかいう意味ではありません。それから業は正式の届出をしなければ業でない。内証でこゝへやつておるのは業でない。ですから業をしておる者が施行の日から三ヶ月内に届けよといふことは、一應整理するためにこういう法案を拵えたのであつて、仕事はやつておつたのでありますということであるが申出るのが、それが即ち三ヶ月で、その後の三ヶ月合計六ヶ月で、これは認める、認めんということを決めるために、こういう手続を要求したのであります。許しを受けておらんで内証でやつておつたものが、三ヶ月やつておつたから、俺は三ヶ月やつておつたと、それで届出てそれで直ぐ資格を與えるものでないと御了承願いたい。

それから十九條の八年間、こういうう沢山認めるのは、長過ぎるのではない

かというお話をありますが、業者の方からもつと長くやつてくれるとい。立場々々で意見が分れるのであります。が、この辺ならば大概八年間と切れれば、業をしておる者も、これは俺はいつまでもやつておつても、先の望みが実現しないから、轉業を考えようとして、八年も長く考えたら轉業の道もあるうし、(笑声)その間に試験を受けて、他の方面に轉業することもあるうとい。ので、八年にしたのでこの点を御了承を賜りたいのです。あとのこととは政府委員から御答申上ります。

○政府委員(東龍太郎君) 学校の問題についてであります。学校の内閣は、この法案に基きまして、相当整備せねばならぬことは、既に文部省の関係局課としましては、既に文部省の関係局課と打合せを開始いたしております。文部省の十分なる了解を得て実はこの法案と相成りましたわけであります。一番問題になります本年度の卒業生どうするか。このにつきましては、私も最も心を傷める点であります。この法律の文面からいたしまして、それらの方々はこの法律に規定する、資格を得ません限りは直ちには卒業を認められません。これが一つの問題になります。いろいろと実は苦心をいたしております。昨日衆議院の委員会におきました下私共いたしまして、非合法的ならざる限りの手段と考えております。文部省ともこれは十分なる打合せをいたしまして、来年の三月に卒業いたしまさ人々をして失業の淵に陥れないようようになります。最善の努力をいたしております

それを申上げておきます。
世の中にはそれらしからざる施設もあるというお話をますが、この新らしい制度によります養成施設に対しましては、その施設、即ち校舎でありますとか、いろ／＼な教材でありますとか、或いは教員の数、質等につきましても、然るべき標準、規格と申しますが、標準を定めて、それに適合するもの以上でなければ認定をしない。公認をしないということにいたしたいと存じております。その設備内容等の具体的な問題となれば、これはこれから定めます。それらの学校における教科内容とおのづから關聯を持つものであります。それらの教育を完全に施行し得るに足るだけのものであることが明らかにならなければ認定しないのでござります。

上げるわけあります。その点を伺いたい。

もう一つは、只今お話になつたように、政治的解決により非合法的なならざる限りにおいて本年度盲学校卒業生に對して、これ／＼の資格を考えるといふことは結局相当そういう道を考えながら本年度卒業者には本法による処置を講じて頂けるという親心を我々はその儘受取つておいて間違いないのでしよう。こういうことを申上げる。それからもう一つこの第十九條の問題は、これは私ども実はこれもほかのもう一遍裏から考えて、厚生省當局は將來医業類似行爲を法文化されるというお考はないのか。つまり昭和三十年までやつておつて、その際には悪い者もある。良い者もあるから、良い者だけ取つて、法文化して認めて行こうといふのじやないのならば、昭和三十年は長過ぎて、むしろもつと短くていいのじやないか。若し又そういう意味でおやりになるのならこれで結構だ。こういう点を伺う。同時に三ヶ月以上同條に掲げてあつた行爲をやつておる。医業類似行爲を禁としておると、それが發布後三ヶ月以内に届け出すというのですから、届け出すというのは、業としてはおるけれども、正業の業としておらないから届け出そうというので、これは今のは厚生大臣のお話とは違うと思ひます。それで初めて届けを出す。これによつて届けを出した者は、せい／＼昭和三十年までは認め行こう。こういうお考えでありますから、その含みとして医業類似行爲を四百何種もあるのを整理して、正しい者だけをなにか法律を作つてやつて行くという、その間の含みをお持ちにな

○國務大臣（一松定吉君）先生のところにおつて夜学に通つて、その間に先生のところから出てあん摩をやる。或いははりをやるというようなことはこれまでいたしません。たゞ先生の補助で、もうそれが彼が独立してやることができるなら、それは資格がなくてやるものですから、これはいけないです。ただ先生が差支があつとやつておるが、今日は先生が差支があつて行けん。お前行つてつかんでおれということで、ちよつとつかんでおるところへ先生が来て、今度は代つて先生がやるといふならないが、先生だけ出でおるところへ代つて行つて責任を以てやるということは、いわゆる免許なしでやるのですから、それはいけない。その方は、ですからそれで一つ御了承を願いたい。

ですから、そういうことで一つ御了承を賜わらたい。それから十九條のこれですがね。これは十二條で医業類似行為を認めないと、いうことならば、八年といふものは確かない。ただ療行爲のうちに、私自身も経験があるのですが、例えば指圧とか、或いはカシセントーとか、常に頭がぐた／＼して、徹夜なんかしたりしたときには、揉み療治をやるとちよつと緩るとか、或いは神經痛で困つておるときには、指圧療法をやると一時は癒るが又翌日には元通りになるということもある。医学上説明のできぬようなことになつて、正式にこれは医業の一つとして認められるというようなものは、必らずしもないじやないが、ありますから、八年の間にそぞろにこれを切磋琢磨して、非科学的でないといふことが明らかになれば、文これも法案としてこれを法制化するといふこともできましようし、八年終つても結局非科学的で、これはもう医業行爲の一部とは到底認められんといふものは、自然消滅するのですから、そういう意味において八年間の余裕を置いて、そういうものの研究もできるだろうし、適者生存で一向役に立たんことは自然消滅するだらうといふことです。

○草薙謹屬君 もう一つだけ……大体承知いたしました。殊に本年度の両壁学校の卒業生及び現在の在学生等につきましては、一つ慎重にお願いいたし

ます。それから委員会の編成なり内容につきましても、先程小林委員からも

樓々お話がありましたが、我々はこれも府縣にも大変影響が多いことでありますから、十分これが資格等の御通牒

に当つては、府縣におきまして十分や

れるよう御考慮を願いたい。殊にこの鍼灸マッサージというようなもの

は、盲人が約七割以上やつておるか

ら、そういう方面についての盲人関係において十分指導し得るような方法も

特に御考慮を願いたい。これだけ申上げます。

○蛭井伊介君 第八條に「衛生上」とあります。これは衣食住と違いまし

て治療ですから、私は健康上といった

方がこの性質にぴたり来るのではないかと思ひます。この点を一つ。次に

は医師又は免許者の名によつて非免許者が代行する者が何々ありますが、こ

れの取締りはどういうふうにされますか。尙この前の説明で淫祀邪教云々の

ことがありました。これらは医業類似行為か、そういう

上と健康上は専門でありますから、

これは政府委員からお答えいたしま

りますが、この解釈は衛生、即ち公衆衛生上といふ積りでございまして、

病を治すというようなやり方はどう

だ。これは医業類似行為か、そういう

ことがあります。上と健康上は専門でありますから、その盲人が急に、それならば運

轉手に変ろうか、給仕になろうかといふことが絶対にできないという点でござります。ここで痛切に、切実に私は

学校長に思つて貰わなければならん。

そうして用意といたしましては、一年

なり二年なり折角かかりましたけれども、触覚も鈍いしということが分ります。

学校長に思つて貰わなければならん。

したならば、一日も早く新築の方なり、

又はあん摩専門なり、こう決めてやる

といふ注意をして頂かなければならん

と思うのでござります。この法文の進みを見ますといふと、特に今後は自明の治療者でございますが、この人達もこの規定によりますれば、これを同じ盲者達のあん摩治療の方にも入れるわけになりますから、資格が與えられることになりますならば、尙更盲人にとつては、その苦心の程が察せら

れるのでござります。これを政府ではなく、その資格者に私は希望するのでござります。

○政府委員(東龍太郎君) 御質問の中

の一つ、重要な点と存じますが、折角の患者ばかりを扱うことはなかろ

うと思います。その点におきまして盲

して別に遜色はない。又資格につきま

しては相当高い資格の下にこういうこ

とをやつて行くことに十分な用意もあ

るということを聞くのであります。そ

ういたしますならば、やはり医者の治療の補助的手段といつしまして、悉道

整復などと比べまして、決して遜色はないと思いますが、これをお加えにな

りますある御意見はないか。いかと言へばないと言われるでしようが、私は

加わるべきものではないかと考えるの

であります。以上お伺いします。

○國務大臣(一松定吉君) 八條の衛生

上と健康上は専門でありますから、

これは政府委員からお答えいたしま

りますが、この解釈は衛生、即ち公

衆衛生上といふ積りでございまして、

病を治すというようなやり方はどう

だ。これは医業類似行為か、そういう

ことがあります。上と健康上は専門でありますから、その盲人が急に、それならば運

轉手に変ろうか、給仕になろうかといふことが絶対にできないという点でござります。ここで痛切に、切実に私は

学校長に思つて貰わなければならん。

そうして用意といたしましては、一年

なり二年なり折角かかりましたけれども、触覚も鈍いしということが分ります。

学校長に思つて貰わなければならん。

したならば、一日も早く新築の方なり、

又はあん摩専門なり、こう決めてやる

といふ注意をして頂かなければならん

と思うのでござります。この法文の進みを見ますといふと、特に今後は自明の治療者でございますが、この人

達もこの規定によりますれば、これを同じ盲者達のあん摩治療の方にも入れるわけになりますから、資格が與え

られることになりますならば、尙更盲

人にとつては、その苦心の程が察せら

れるのでござります。これを政府ではなく、その資格者に私は希望するのでござります。

○小杉イチ君 私は盲院学校を觀察い

たしましてから考査出したのでござい

ます。私は医業類似行為と認めません。併し

ながらあなたの仰しやる指圧といふよ

うなことは今警察犯処罰令で取締つて

おつた。ほんとうに「ぼうぶら」が泳

いでいるような水を飲めば、健康上よ

くないことはこれは当然の話だ。さよ

ります。さようなことが法案の中に含ま

れておりませんが、これは当然許され

ないことと承知いたしております。

○澤山知つておる。それで如何に触覚の

強い盲人でありますても、骨折、脱臼

の患者ばかりを扱うことはなかろ

うと思います。その点におきまして盲

るのですから、よくやつて貰いたいの
です。そこで私の希望は、そんなふう
な重大問題が含まれておるような、こ
れはもう世間にそういうことが知れた
ら、なかなかやかましい問題が起つて
来ると思うのです。この十九條のこと
きは、そうちだからして、そういうこと
を拔かれた方がいいと思いますが、こ
こへ入れなければならんという理由を
一つ説明して貰いたいと思います。

つたということを、施行の日から三ヶ月以内に届けます。三ヶ月といえども、十日であります。日本全国に新聞をもつて、ラジオもあるときに、九十日もかかるべきこういうことになつておるということは、それは自分の身に振り懸かる仕事です。自分が療術行為をやつておる。その療術行為の命があるかないかを判断ができない。でありますから法律を施行してから九十日内に届けをすればいいのです。届けをすればその三ヶ月以後において八年間仕事ができる。こういうことは、相当長いものるために三ヶ月という猶予期間と一ヶ月の期間だとかいえば短いけれども、少くとも九十日の期間において自分の療術行為をやつておつたということを、自分が知らない……而も自分の業務を失うか失わないかという重大な境遇におかれでておる人でありますから、三ヶ月あれば、それらの手続ができる。こういうことで以てこれをやつたのでありますから、さよう御了承を願いたいのです。

○服部敬一君 ちよつと今のこととは三ヶ月では私は短いと思うのですが、併しそれを繰返して言う必要はなかろうと思つのです。それから今後出て来る。これから発明することははどういうふうになるのですか、もうできないのですか、日本國からそういうことを封じてしまうのですか。そういうことは私は世界ないことで、どういうわけですか。そういうことのこれらを發明を、

○國務大臣（一松定吉君）発明大いに結構です。大いにやつて頂かなければならん。ただ発明して、それを許可も何も受けんで業として、それを實物にして、それを生活の資にするということは、これはいけない。大いに発明をして、自分はこういうふうなことによつて医術を発明したいということと、これを世間に発表して頂いて、それがたしかに權威のあるものであれば、もう喜んで取入れる。それでありますから、これはそういう、許されも何もないものを直ちに世間に発表して、そうして、それによつて金錢を得て、生活の資に供するということが、これがいけないということです。でありますから、發明をする……この間も言つたのですが、指で患部を差せば病氣が癒るのだということを、科学上発明したとします。そんな一休魔術みたいなことがあるかと言つて排斥はできない。果して指を一本患部に差すことによつて、病氣が癒るといふことが科学上本当に説明することができれば、大發明である。發明を阻止するということではありますんし、今までやつておつたようなことで、直ちにこれを立派な医術の一つの行爲であるとして、すぐこれを認めることについては、大いに考慮する必要がある。故に八年の間余裕を置いて、既得権も認めようし、その間に科学的の研究結果の發表ができる

るということになれば、続いて認めようと。但し非科学的の許すことのできとき、いようなものは、八年経つならば自然消滅してしまうということ、こういう趣旨なんです。

○眼部教一君 いまのことでもう一度……。

○藤森眞治君 もう時間も大分長くなりましたようですが、先程來大臣は、本案は完全なものでない。又改めて、この法案を改めた形で出すと、こういうお話をございましたが、これは政第二國会にお出しになるというおつむりでございましょうか。殊にこれは政府の提案としてお出しになるのでありますか。若し政府の方からお出しになるものといたしまして、尙この法案がここで可決されるものといたしました場合に、第十九條の昭和三十年とあるこの八年間は、若しこの法案が通りまして、又改めて提案されるときに、これを既得権とお認めになりましようか。如何でありますようか。

○國務大臣(一松定吉君) これは政府が、自分が出しながら、自分が不完全といふのは甚だ恐縮ですが、完全な法案ではないですか。御非難がありますから、そういう専門的立場から御観察願えれば完全とは言えますまい。ただ政府は、今日はこの程度において一つ御審議を頂きたいという意味でありますから、次の議會に、この点を少しこう直したらいいじやないか。これはこういふものを入れたらいいじやないかということになりますれば、その時において、更に政府も考えましょうし、又これらの業者の方から政府の参考になるいろいろの資料を

○委員長(塚本) 検討して、成正しようと思ひますし、政府から、國民の御了承を願い、議會に修正案を提出しません。たら政府はもよからうといふのだと、議論であります。皆さんは、皆さんが、この権利を申上げます。

○國務大臣(一) 権といふものと申上げます。

○千田正君 大年ということを十ヶ年にします。これが若し事態十ヶ年、五年が一の特權といふから、特權であるから特權であります。

○委員長(塚本) し、我々もよくこれで打切り扱います。

〔異議なし〕

○委員長(塚本) の質疑打切りにようであります。

る程これはいかんからで
えは、政府も訂正いた
は國民の公僕といふ立
御意思は何処までも尊
う、こういう立場で一
たい。只今これを通過
うやらんのだといふこと
。併し業者もこれで大失
うことであれば、又次
を出すということは考
が、これはその時々によ
の御意思を尊重して行動
うことを一つ御了承を取
ります。

昭和二十三年五月二十八日印刷

昭和二十三年五月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 司